

第 15 号議案

中野区長等の給料等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出します。

令和 7 年 2 月 10 日

提出者 中野区長 酒 井 直 人

(提案理由)

区長、副区長、教育長及び常勤の監査委員の給料及び期末手当の額を改める必要がある。

中野区長等の給料等に関する条例の一部を改正する条例

中野区長等の給料等に関する条例（昭和31年中野区条例第15号）の一部を次のように改正する。

第2条の表区長の項中「1,254,600円」を「1,264,600円」に改め、同表副区長の項中「1,007,100円」を「1,015,200円」に改め、同表教育長の項中「882,800円」を「889,900円」に改め、同表常勤の監査委員の項中「802,100円」を「808,500円」に改める。

第5条第2項中「100分の189」を「100分の197」に、「100分の166.5」を「100分の173.5」に改める。

附 則

この条例は、令和7年3月1日から施行する。